

福山市本庁舎設備整備基本計画策定他業務について、委託業者を選定するため、プロポーザルを実施することとしたので、参加を希望する者は手続を行ってください。

2018年（平成30年）7月24日

福山市長 枝 廣 直 幹

## 1 業務概要

- (1) 業務名 福山市本庁舎設備整備基本計画策定他業務
- (2) 業務場所 福山市東桜町3番5号
- (3) 業務内容 福山市本庁舎設備整備基本計画策定他業務仕様書のとおり  
※「福山市本庁舎設備整備基本計画策定業務」及び「福山市カーボン・マネジメント強化学業（第1号事業）に係る調査・検討業務」
- (4) 業務履行期間 契約締結の日から2019年（平成31年）3月31日まで

## 2 委託費

委託費の上限は21,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

## 3 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する入札参加資格の制限を受けていない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (4) 福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
- (5) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (6) 広島県内に本店、支店又はこれに準ずるものを有する者であること。
- (7) 一級建築士事務所登録を受け、設備設計一級建築士を雇用していること。
- (8) 地方公共団体カーボン・マネジメント強化学業補助金対象となる業務の完了実績があること。
- (9) 福山市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条第3号の規定に該当しない者であること。

#### 4 評価基準・評価項目

別紙「福山市本庁舎設備整備基本計画策定他業務に関するプロポーザル募集要項」(以下「募集要項」という。)のとおり

#### 5 受注候補者の特定

福山市本庁舎設備整備基本計画策定他業務に係る受託者選定会議(以下「選定会議」という。)における評価が最も高い者を市長が本業務の受注候補者として特定する。

#### 6 参加申込の手續等

##### (1) 担当課

総務局総務部総務課

住所：〒720-8501 広島県福山市東桜町3番5号

電話：(084)928-1007 (ダイヤルイン)

メールアドレス：soumu@city.fukuyama.hiroshima.jp

##### (2) 選考スケジュール

公 告	2018年(平成30年)7月24日(火)
募集要項等の配付期間	2018年(平成30年)7月24日(火)から同年8月8日(水)午後5時まで
質問書受付期間	2018年(平成30年)7月24日(火)から同月31日(火)午後5時まで
質問書に対する回答期限・回答方法	2018年(平成30年)8月3日(金) 市ホームページに掲載します。
参加申込書の受付期間	2018年(平成30年)7月24日(火)から同年8月8日(水)午後5時まで
参加資格確認結果通知の発送期限	2018年(平成30年)8月10日(金)
企画提案書の受付期間	2018年(平成30年)8月10日(金)から同月20日(月)午後5時まで
プレゼンテーション(ヒアリング)の実施	2018年(平成30年)8月24日(金)
企画提案書の選定通知の発送期限	2018年(平成30年)8月30日(木)

##### (3) 募集要項等の配付期間及び配付場所

###### ア 配付期間

2018年(平成30年)7月24日(火)から同年8月8日(水)までの午前8時30分から午後5時まで(福山市の休日を定める条例(平成元年条例第29号)第1条に規定する市の休日(以下「市の休日」という。)を除く。)

###### イ 配付場所

6(1)の担当課に同じ。

※ 福山市ホームページ(<http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp>)からもダウンロード可能

- (4) 参加申込書又は企画提案書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い
- ア 参加申込書又は企画提案書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取りやめる。
  - イ 参加申込書又は企画提案書の提出者が1者のみの場合は、当該1者について参加資格を確認する。

## 7 契約の締結

- (1) 本業務の契約は、選定会議を経て市長が特定した受注候補者と業務内容について協議等を行い、仕様書の内容を確定した後に、見積合せの上、契約を締結する。
- (2) 契約は、「福山市本庁舎設備整備基本計画策定他業務」と「福山市カーボン・マネジメント強化事業（第1号事業）に係る調査・検討業務」の2件となる。
- (3) 市長が特定した受注候補者と契約が締結できなかった場合又は失格条件に該当すると認められた場合には、次点の提案者と契約交渉を行うものとする。

## 8 失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 2の委託費を超えた見積書を提出した場合
- (4) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと市長が認めた場合
- (5) 募集要項の内容に違反すると市長が認めた場合
- (6) その他福山市の指示に違反する場合

## 9 その他

詳細は、募集要項に定めるところによる。